裁　　決　　書

○○○○○○○○

審査請求人　○○○○

処　分　庁　吉川市長　中原恵人

審査請求人が令和７年１０月１０日に提起した処分庁による公文書非公開決定処分（令和７年７月１０日付け開第○○○号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

１　令和７年７月１日に、審査請求人は、吉川市長（以下「処分庁」という。）に対し、吉川市情報公開条例（平成１２年吉川市条例第１６号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、「吉川市川藤３６４４番地（元は農地（畑））に立地する倉庫用建造物（一時貸スタジオのグーグル表示があり、公序良俗に反する撮影行為の疑いが吉川警察署に通報された直後から自動車修理工場に同表示が変更された）に係る、建築許可申請の受諾経過並びの建築許可が下された経過が記録され書類」の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

２　令和７年７月１０日に、処分庁は、請求対象の公文書を開発許可申請書、許可書、協議書等と特定し、審査請求人に対し、請求対象の公文書は平成２４年３月３１日に保存年限（５年）を経過し、廃棄済みであるとして、公文書非公開決定処分（以下「本件処

分」という。）をした。その際、処分庁は、開発登録簿について、本件公開請求に係る公文書の内容に該当するものとして認識していたが、他の制度により写しの交付が可能であるため、対象文書には含まれないとの前提で本件処分をした。なお、他の制度により写しの交付が可能である旨については、その内容を記載したメモ書きを本件処分に係る通知書とともに送付している。

3　令和７年１０月１０日に、審査請求人は、開発登録簿についても本件公開請求の対象文書であるとして、公文書不存在とした本件処分の決定の内容と理由の訂正を求め、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

4　令和７年１１月２０日、処分庁は、本件審査請求の主張を認め、開発登録簿を本件公開請求の対象文書とし、本件処分を変更して公文書非公開決定処分（以下「本件変更処分」という。）をした。

審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張

審査請求書等における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 処分庁は、本件公開請求の対象文書が廃棄済みであるため公文書不存在として本件処分をしているが、開発登録簿については存在しており、事実とは異なる。「一部は閲覧可能な文書であるため」とすべきである。

(2) 本件処分は、条例の趣旨に反し、その理由も不適切であるため、本件処分の決定内容の訂正と公開しない理由の訂正を求める。

2　処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公開請求に係る対象文書には、本件公開請求に係る土地に係る開発登録簿が含まれるものであるところ、開発登録簿については、都市計画法施行規則（昭和４４年建設省令第４９号）の規定に基づき何人も閲覧ができることになっている。また、吉川市手数料条例（平成１２年吉川市条例第６号）の規定に基づき開発登録簿の写しの交付を受けることができる。

(2) 本件処分では、開発登録簿を本件公開請求の対象文書としていなかった。そのため、本件審査請求における審査請求人の主張を認め、令和７年１１月２０日付けで本件処分のうち決定の内容及び公開しない理由を変更し、本件変更処分をした。

(3) したがって、本件審査請求は却下されるべきである。

理　　由

１　本件変更処分について

上記事案の概要４記載のとおり、処分庁は、本件審査請求の主張を認め、本件処分の決定の内容及び公開しない理由を変更した本件変更処分をしている。

２　結論

本件変更処分により本件処分は本件審査請求の主張のとおり変更されたことから、本件審査請求は、請求の利益を欠くに至ったものとして不適法であるため、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和７年１２月２６日

審査庁　吉川市長　中原恵人　印

（教示）

１　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。